

路外駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

尼崎市長 様

届出者（駐車場管理者）①

住所

氏名

電話（ ） -

駐車場法第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	駐車場の名称					
2	駐車場の位置	尼崎市				
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル（敷地の面積）				
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	平方メートル（A+B+C+D）				
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積（A）	一般公共の用に供する部分	駐車台数	平方メートル	台（車いす用 台）
			それ以外の部分	駐車台数	平方メートル	台（車いす用 台）
		車路等の面積（B）		平方メートル		
	b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積（C）	一般公共の用に供する部分	駐車台数	平方メートル	台（車いす用 台）
			それ以外の部分	駐車台数	平方メートル	台（車いす用 台）
		車路等の面積（D）		平方メートル		
	駐車の用に供する部分の面積の合計（A）+（C）	一般公共の用に供する部分	駐車台数	平方メートル	台（車いす用 台）	
		それ以外の部分	駐車台数	平方メートル	台（車いす用 台）	
4 構 造	イ 建築物である部分					
	ロ 建築物でない部分					
5 設 備	イ 特殊装置	a 特殊装置の有無	有・無			
		b 特殊装置に係る法の規定による認定の概要	認定の番号			
			特殊装置の名称等			
	ロ それ以外の設備					
6	附帯業務のための施設					
7	従業員概数					
8	供用開始（予定）日					
受付		年 月 日 受理 します。				
		課 長	課長補佐	係 長	係	

第1号様式（裏）

注① 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記入してください。

備考

- 1 路外駐車場変更届出書は、変更しようとする事項を朱記してください。
- 2 届出書3の「ロ 駐車場の用に供する部分の面積」の欄は、駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他駐車のために必要な施設の面積の合計を記入してください。
- 3 届出書3のロのa及びbの「それ以外の部分」の欄は、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分その他一般公共の用に供さない部分の面積の合計を記入してください。
- 4 届出書3のロのa及びbの「車路等の面積」の欄は、「駐車場の用に供する部分の面積」のうち駐車場の用に供する部分以外の部分の面積を記入してください。
- 5 届出書4のイ欄は、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記入すること。なお、大規模建築物の一部にある路外駐車場にあつては、その旨を記入してください。
- 6 届出書4のロ欄は、車路及び駐車場の用に供する部分のみを記入してください。
- 7 届出書5のイのa欄は、特殊装置の有無に応じて、「有」又は「無」のいずれかに丸印を記入してください。
- 8 届出書5のイのbの「認定の番号」の欄は、駐車場法施行令第15条の規定により国土交通大臣が認定したことにより付された番号を記入してください。なお、届出書には大臣認定書の写しを添付してください。
- 9 届出書5のイのbの「特殊装置の名称等」の欄は、用いる特殊装置の名称（商品名）及び製造者名を記入してください。
- 10 届出書5のロ欄は、換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記入してください。
- 11 届出書6の欄は、駐車場業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記入してください。
- 12 変更届出の場合は、変更があつた項目に限り、変更前のものを黒字で、変更後のものを赤字で記入してください。欄内に書き切れない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 13 太線の枠内のみ記入してください。
- 14 正副1部ずつを作成し、それぞれ別に定める図書を添付して提出してください。

駐車場管理者変更届出書

年 月 日

尼崎市長 様

届出者（(新) 駐車場管理者）①

住所

氏名

電話（ ） ー

(旧) 駐車場管理者①

住所

氏名

電話（ ） ー

上記のとおり駐車場の管理者を変更したので、次のとおり届け出ます。

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置 尼崎市
- 3 変更の理由

※ 受付	※ 年 月 日 受理します。				
	課 長	課長補佐	係 長	係	

注① 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記入してください。

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 届出書には、管理者が変更されたことを証する書類（管理委託契約書、相続、法人の合併又は分割、事業譲渡等を証する書類等）の写しを添付してください。
- 3 正副1部ずつを作成し、それぞれ別に定める図書を添付して提出してください。

路外駐車場休止届出書

年 月 日

尼崎市長 様

届出者（駐車場管理者）①

住所

氏名

電話（ ） ー

下記のとおり休止したので、駐車場法第14条前段の規定により届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置 尼崎市
- 3 休止の理由
- 4 休止期間 日間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 休止台数 全部 台
一部 台
- 6 休止する部分の面積 平方メートル

※ 受付	※ 年 月 日 受理します。				
	課 長	課長補佐	係 長	係	

注① 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記入してください。

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 一部休止の場合は、休止部分の平面図を添付してください。
- 3 正副1部ずつを作成し、それぞれ別に定める図書を添付して提出してください。

路外駐車場廃止届出書

年 月 日

尼崎市長 様

届出者（駐車場管理者）①

住所

氏名

電話（ ） —

下記のとおり廃止したので、駐車場法第14条前段の規定により届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置 尼崎市
- 3 廃止の理由
- 4 廃止年月日 年 月 日
- 5 廃止台数 全部 台
一部 台
- 6 廃止する部分の面積 平方メートル

※ 受付	※ 年 月 日 受理します。				
	課 長	課長補佐	係 長	係	

注① 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記入してください。

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 一部廃止の場合は、廃止部分の平面図を添付してください。
- 3 正副1部ずつを作成し、それぞれ別に定める図書を添付して提出してください。

路外駐車場管理規程届出書

年 月 日

尼崎市長 様

届出者（駐車場管理者）①

住所

氏名

電話（ ） ー

下記の路外駐車場の供用を開始したので、駐車場法第13条第1項の規定により、別添の管理規程を届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置 尼崎市

※ 受付	※ 年 月 日 受理します。				
	課 長	課長補佐	係 長	係	

注① 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記入してください。

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 正副1部ずつを作成し、それぞれ別に定める図書を添付して提出してください。

路外駐車場管理規程変更届出書

年 月 日

尼崎市長 様

届出者（駐車場管理者）①

住所

氏名

電話（ ） —

当駐車場の管理規程における下記の事項について変更したので、駐車場法第13条第4項の規定により届け出るとともに、別添の変更後の管理規程を提出します。

記

駐車場の名称	駐車場の位置	尼崎市
1 路外駐車場の名称		
2 路外駐車場管理者の氏名及び住所		
3 路外駐車場の供用時間に関する事項		
4 駐車料金に関する事項		
5 路外駐車場の供用契約に関する事項		
6 駐車場法施行規則第3条各号に掲げる事項		
7 その他		

※ 受付	※ 年 月 日 受理します。				
	課 長	課長補佐	係 長	係	起案者

注① 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記入してください。

備考

1 該当する事項の数字に丸印を記して、次の要領で記載してください。欄内に書き切れない場合は、別紙に記載して添付してください。

(例) ④ 駐車料金に関する事項
旧：変更前（黒字で記載）
新：変更後（赤字で記載）

2 ※欄は、記入しないでください。

3 正副1部ずつを作成し、それぞれ別に定める図書を添付して提出してください。

第8号様式

技術的基準チェックリスト

※ 次の各項目の基準を満たしていることを確認して、チェックしてください。

出入口 (令第7条)	<input type="checkbox"/>	交差点の側端から5mを超えて離れている(国土交通大臣が認めたものを除く。)	
	<input type="checkbox"/>	道路の曲がり角から5mを超えて離れている。	
	<input type="checkbox"/>	横断歩道又は自転車横断帯の側端から前後5mを超えて離れている。	
	<input type="checkbox"/>	踏切の側端から前後10mを超えて離れている。	
	<input type="checkbox"/>	軌道敷内、坂の頂上付近又は勾配の急な坂に設けていない。	
	<input type="checkbox"/>	トンネル内に設けていない(国土交通大臣が認めたものを除く。)	
	<input type="checkbox"/>	安全地帯の範囲から前後10mを超えて離れている。	
	<input type="checkbox"/>	バスの停留所、標示柱又は標示板から10mを超えて離れている。	
	<input type="checkbox"/>	横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5mを超えて離れている。	
	<input type="checkbox"/>	幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20mを超えて離れている。	
	<input type="checkbox"/>	橋に設けていない(国土交通大臣が認めたものを除く。)	
	<input type="checkbox"/>	前面道路の幅員が6m以上である(m)。	
	<input type="checkbox"/>	前面道路の縦断勾配が10%以下である。	
	<input type="checkbox"/>	前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼす恐れのない道路に設けている(歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れがある時などを除く。)	
	<input type="checkbox"/>	駐車スペースが6,000㎡以上の場合、出入口を分離し、それらの間隔が10m以上ある(前面道路に中央分離帯等がある場合を除く。)	
<input type="checkbox"/>	自動車の出入りに伴う回転を容易にするため、必要がある場合、1.5m以上の隅切りがある。		
<input type="checkbox"/>	出口から2m(自動二輪車専用駐車場は、1.3m)後退した車路の中心線上1.4mの高さで、道路中心線に直角に向かって左右60度以上見渡せ、歩行者等を視認できる。		
車路 (令第8条)	<input type="checkbox"/>	相互通行:幅員5.5m(自動二輪車専用駐車場は、3.5m)以上ある。	
	<input type="checkbox"/>	一方通行:幅員3.5m(自動二輪車専用駐車場は、2.25m)以上ある。	
	<input type="checkbox"/>	駐車料金の徴収施設が設置されており、歩行路の兼用しない箇所については、幅員2.75m(自動二輪車専用駐車場は、1.75m)以上ある。	
建築物	車路・車室 (令第8,9条)	<input type="checkbox"/>	駐車場の梁下高さ(配管、標識、照明等も含む有効高さ)が、車路では2.3m以上、車室では2.1m以上ある(車路 m)(車室 m)。
		<input type="checkbox"/>	車路の屈曲部において、5.0m(自動二輪車専用駐車場は3.0m)以上のの内り半径を確保している。
		<input type="checkbox"/>	車路の傾斜部において、縦断勾配が17%以下で、粗面等の滑りにくい材料で仕上げている(%)。
※ 建築物 の場合 のみ 記入	避難階段 (令第10条)	<input type="checkbox"/>	直接地上に通ずる出口が設けられていない階には、建築基準法施行令に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けている。
	防火区画 (令第11条)	<input type="checkbox"/>	給油所その他の火災の危険がある施設を附置する場合は、耐火構造の壁又は特定防火設備で区画している。
	換気装置 (令第12条)	<input type="checkbox"/>	1時間に10回以上直接外気と交換できる換気装置を設けており、又は換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の1/10以上ある。
	照明装置 (令第13条)	<input type="checkbox"/>	車路の路面では10ルクス以上、車室の床面では2ルクス以上の照明装置を設けている。
	警報装置 (令第14条)	<input type="checkbox"/>	自動車の出入り及び道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設けている。
特殊装置 (令第15条)	<input type="checkbox"/>	特殊装置を用いる場合、国土交通大臣の認定があり、大臣認定書が添付されている。	